

熊監発第 000369 号
令和 6 年(2024 年)3 月 19 日

請求人
W 様

請求人代理人
様

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

熊本市職員措置請求について（通知）

令和 6 年(2024 年)1 月 29 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の結果

熊本市が社会福祉法人 Y 福社会に支給した給付金の返還請求は、却下する。

第2 請求の趣旨

令和6年(2024年)1月29日に提出のあった請求書に記載されている請求の趣旨は次のとおりである。

1 請求の内容

熊本市が社会福祉法人Y福祉会に支給した給付金の返還請求

2 請求の理由

「熊本市職員措置請求書」原文のまま掲載。但し、氏名はAとした。

監査の趣旨

監査請求の対象とする執行機関 熊本市保育幼稚園課長

対象執行機関は、社会福祉法人Y福祉会に対し、熊本市から同法人に支給した給付金1341万円の返還請求を怠っている。

怠る行為の理由

Y福祉会は、熊本市においてZ保育園を運営しているが、平成27年4月に同福祉会理事長Aは熊本市から給付された同保育園の措置費から、不正に1341万円を給与名目で取得していたことが発覚した。

前記Aは措置費の不正取得の事実発覚を受けて同取得金を保育園に返還され、同人は理事長、園長職を退任し、以後、同法人及び同保育園の運営に関与しないことを約束しているにもかかわらず、令和3年6月に同福祉会理事長に就任し、同保育園の代表者として法人施設の運営に携わっている。しかし本来、熊本市から同福祉会へ支給された給付金は、保育園の適切な運営の補助のために支給された費用であり、その公金が不正に使用されたのであり、かつ法人の代表者が私用した横領行為であるから、同金はそもそも横領目的で同法人から違法に請求された金員として熊本市に返還されるべきものであった。

この復帰は、熊本市との誓約に反する行為であり、横領行為があった者を再び被害法人の代表に復帰させるなどありえない行為である。

してみると、同福祉会は、その後に同Aが理事長に就任したことで、本来市からの給付金を受領する適格を失ったというべきである。

しかし、同福祉会はA氏の再任以後も熊本市から給付金を受けており、令和4年、令和5年の給付金は本来適格が無い保育園への給付として前記1341万円を返還させるべきである。しかし、熊本市保育園幼稚園課は適切な措置を怠り、支給金の返還請求をしていない。

よって、熊本市において同福祉会に対し支給金の返還請求をされることを求める次第である。

以上のとおり地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。

3 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・法人登記情報（社会福祉法人Y福祉会） 1通
- ・月刊「TIMES」2023.1月号（38頁～40頁）

4 請求の受理

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行い、令和6年（2024年）2月5日付で受理した。

5 請求書の補正

令和6年（2024年）2月13日に熊本市職員措置請求補正申立書が提出された。

「熊本市職員措置請求補正申立書」原文のまま掲載。但し、住所はBとした。

頭書請求書の記載を次のとおり補正する。

- 1 当事者の表示中請求者の住所を「B」と改める。
- 2 監査の趣旨のうち、執行機関を「熊本市長」と改める。
- 3 怠る行為の理由のうち、2頁末行

「よって、熊本市において同福祉会に対し支給金の返還請求をされることを求める。」とあるのを

「よって、熊本市長において同福祉会に対し令和4年、5年に支給した支給金のうちから、合計1341万円の返還請求をされることを求める次第である。」と改める。

第3 監査の実施

1 監査の期間

令和6年（2024年）2月5日から令和6年（2024年）3月19日まで

2 監査の対象部局

こども局こども育成部保育幼稚園課

（旧 健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課）

3 請求人の陳述

令和6年（2024年）2月21日に、請求人に対して陳述の機会を設けた。

4 監査の対象部局の弁明

市長に対して、弁明書及び証拠書類の提出を求めたところ、令和6年（2024年）3月8日付けで提出された。

5 監査の対象部局からの関係資料及び証拠書類の提出

関係資料及び証拠書類として、以下の資料が提出された。

(1) 令和4年度（2022年度）給付費関係書類の写し ...1式

- ・支払関係書類（令和4年4月～令和5年3月。12月及び3月末精算含む）

- ・加配状況確認書（令和4年4月・5月・7月・10月・11月・12月分）
加算や職員等に変更がある月のみ提出
- ・令和4年度加算等認定申請書（処遇改善 ・ ）
- ・令和4年度施設型給付費に係る加算（調整）適用申請書
- (2)令和5年度（2023年度）給付費関係書類の写し ...1式
 - ・支払関係書類（令和5年4月～令和6年1月。12月精算含む）
 - ・加配状況確認書（令和5年4月・5月・6月・7月・9月・10月・12月分）
加算や職員等に変更がある月のみ提出
 - ・令和5年度施設型給付費に係る概算交付申請書
 - ・令和5年度加算等認定申請書（処遇改善 ・ ・ ）
 - ・令和5年度施設型給付費に係る加算（調整）適用申請書
- (3) Y福祉会改善措置命令関係書類の写し ...1式
- (4)施設長の変更について（Z保育園）起案書の写し ...1通
- (5)代表者の変更について（社会福祉法人Y福祉会）起案書の写し ...1通
- (6)子ども・子育て支援法に係る中央法規出版株式会社発・保育所運営ハンドブックの写し...1通

6 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

提出された関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員の陳述

令和6年(2024年)3月8日に、こども局こども育成部長以下4名、法制課審議員から陳述を聴取したところ、平成23年(2011年)11月28日から平成24年(2012年)3月6日に実施した本市の調査では、勤務実態が無い2名の者が不正経理により給与名目で1,341万円を不正に取得していたという事実については、平成7年(1995年)11月から平成9年(1997年)4月までの給与費3,239,256円、平成9年(1997年)1月から平成12年(2000年)3月までの給与費10,170,329円の合計13,409,585円が判明しており、これらを不正受給額と認定し、平成24年(2012年)3月8日付で社会福祉法人Y福祉会(以下、「福祉会」という。)に対し次のとおり改善措置命令が発出されていることを確認した。

ア 平成7年(1995年)11月から平成12年(2000年)3月までの間に、不正経理により支出した給与相当額を法人の会計に補填すること。

イ 当時の関係者の責任を明らかにし、必要な措置等を講じること。

ウ 法人の組織運営体制を検証の上、監査機能を強化するなど、再発防止策を講じること。

第4 監査委員の判断

本件請求について、請求人から提出された請求書、事実証明書及び請求人の陳述、市長から提出された関係資料、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、

次のとおりである。

- 1 請求人は、平成 27 年(2015 年)4 月、福祉会の理事長 A 氏が、福祉会が運営する Z 保育園(以下、「園」という。)に熊本市から給付された措置費を給与名目で 1,341 万円を不正に取得し、その後、園に返還されたと主張しているが、福祉会理事長 A 氏は、平成 24 年(2012 年)3 月 9 日に理事長及び園長を退任し、同年 3 月 12 日に A 氏個人として法定利息を含む 13,633,078 円を福祉会に返還していることから、本件監査請求は、自治法第 242 条第 2 項「前項規定による請求は、当該行為のあった日または終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。」に該当し、住民監査請求の要件を満たしていない。

また、自治法第 242 条第 2 項ただし書の正当な理由に該当する場合は、1 年を超えても請求できるが、この正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの(平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決)とされている。福祉会に対する改善措置命令については、本市から平成 24 年(2012 年)3 月 8 日付で報道各社に対し報道資料が配付されていたこと、また、請求人が請求人陳述において、問題が発覚した当時マスコミ各社が報道していると発言していることから、正当な理由があったとは言えない。

よって、不適法な請求である。

- 2 請求人は、A 氏は令和 3 年(2021 年)6 月 9 日に福祉会の理事長に再就任し、園の代表者として法人施設の運営に携わっているから、令和 4 年(2022 年)、令和 5 年(2023 年)の措置費から不正取得金 1,341 万円を市に返還させるべきと主張しているが、当該給与相当額を法人へ補填することと関係者の責任を明らかにし必要な措置を講じることは各々個別の改善措置命令と解すべきであり、毎年支給される措置費については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき委託費として支払われる園の運営に必要な人件費、管理費、事業費であることから、A 氏が理事長に再就任したからといって、令和 4 年(2022 年)、令和 5 年(2023 年)の委託費から不正取得金 1,341 万円を返還させる理由は見当たらない。

いずれにしても、本件監査請求は不適法及び理由がないことから、却下することとした。

第 5 所感

本件に係る平成 7 年(1995 年)11 月から平成 12 年(2000 年)3 月までの給付費に関する文書の保存年限は 5 年間としており、当時の資料は現存しないため詳細は不明で、現在も同様の取扱いをしていると弁明しているが、このような行政処分にかかる文書の取扱い等について検討されたい。